



厚生労働省委託事業

職業紹介優良事業者認定制度

よくある質問 (FAQ)

※よくある質問(FAQ)は「職業紹介事業者認定制度」のホームページに掲載されています。

【目次】

申請手続きについて

2 ページ

申請条件について

2 ページ

自主点検表について

3 ページ

合格基準について

3 ページ

社内規定及び業務マニュアルの制定について

4 ページ

設問項目別Q&A

5 ページ

実地審査について

7 ページ

認定マーク・認定証について

7 ページ

審査判定結果について

7 ページ

よくある質問 (FAQ)

申請手続きについて

質問 1: 申請受付期間はいつ頃ですか？

平成 28 年度の申請受付は、平成 28 年 10 月 3 日からの予定です。

質問 2: 平成 28 年度の審査認定機関は決まっているのですか？

平成 28 年度の審査認定機関は、[こちらのページ](#)に詳細が記載されています。

質問 3: 優良派遣事業者の認定申請(準備)中ですが、同じ審査認定機関に申請することができますか？

職業紹介優良事業者認定制度の指定審査機関であれば、差支えありません。

質問 4: 複数の審査認定機関に一度に申請することはできますか？

複数の審査認定機関に同時に申請することはできません。

質問 5: 認定審査申請書の押捺印は実印でないといけませんか？

認定審査申請書は誓約書を兼ねているので、実印(代表者印)を押捺ください。

質問 6: 事業者向け説明会はありますか？

平成 28 年度の説明会は 9 月 9 日から全国主要都市で順次開催します。開催日や開催場所等を Web で案内しています。

申請条件について

質問 7: **申請条件 1**

「職業紹介事業としての売上げ実績(手数料収入)が、每期 350 万円以上」は、全社合計でよいのですか？

有料職業紹介事業の許可番号取得事業者毎に、毎年 4 月に労働局へ提出している事業報告書(全拠点分)の収入状況欄を基に算出してください。

質問 8: **申請条件 2**

「直近3年間に於いて、2期連続赤字決算がない」とありますが、3年前と1年前が赤字で2年前のみが黒字です。

申請必要条件を満たしていますか？

2期連続赤字でない限り、申請必要条件を満たしています。

質問 9: **申請条件 1、3**

赤字、基準資産、収支損益の要件については、連結ではなく単体で確認するのでしょうか？

事業許可を取得した法人の単体決算で確認します。

質問 10: **申請条件 2**

「(兼業事業を含む納税申告ベース)」とありますが、納税していなければならないのですか？

直近 3 年間で税金を納めていない年がある場合は、税務署へ提出した損益計算書で確認します。

質問 11: **申請条件 3**

「基準資産要件」ですが、2年前の決算は、基準資産が要求水準を下回っていました。しかし、その後増資して、

昨年の決算は基準を上回っています。このような場合は、本要件を満たしていると考えてよいのでしょうか？

満たしていません。直近 3 年間の決算において基準を満たすことが必要となります。

自主点検表について

質問 12: 自主点検表の申請事業主欄の印鑑は、実印でないといけませんか？

認定申請書同様に実印(代表者印)を押捺ください。

質問 13: 「自主点検表」は各審査機関で共通ですか？

共通です。

質問 14: 審査時点では実施・運用・作成できていない項目については、今後の方針を説明することでもよいでしょうか？

審査時点(実地審査)で実施・運用・作成されていなければ基準を満たしていると認められません。

質問 15: 確認資料を事前に審査認定機関に送付しなければいけませんか？

審査の際に確認しますので、事前送付は不要です。審査がスムーズに終わられるよう、項目ごとに関係する確認資料をすぐに提示できるよう、ご準備ください。

質問 16: 確認資料は、何件くらい用意すればよいでしょうか？

審査項目により異なりますが、相談記録や求職申込書等の複数存在するものは原則として数点(2~3件程度)で確認することを想定しています(追加で資料の提示を求める場合もあります)。但し、求人票は、審査員がランダム(無作為抽出)に資料の提出を求めることがありますのでご承知おきください。

合格基準について

質問 17: 自主点検表の項目は全て満たしていないとだめですか？

申請必要条件を除くと、有料紹介所の場合、審査項目は全部で 82 項目あります。必須項目(16 項目)は全て満たしていなければなりません、他の項目は、一定水準以上を満たしていればよいとされています。以下が合格基準です。

有料紹介事業者

A ■ 必須項目 16 項目 すべてクリアが必要

B ■ 基本項目 50 項目 1項目につき1点、満点 50 点、合格ライン 43 点以上

C ■ 加点項目 16 項目 1項目につき2点、満点 32 点

D ■ 基本項目プラス加点項目 満点 82 点 合格ライン 68 点以上

合格基準 A, B, D の全てをクリアすること。

無料紹介事業者

A ■ 必須項目 15 項目 すべてクリアが必要

B ■ 基本項目 48 項目 1項目につき1点、満点 48 点、合格ライン 41 点以上

C ■ 加点項目 14 項目 1項目につき2点、満点 28 点

D ■ 基本項目プラス加点項目 満点 76 点 合格ライン 63 点以上

合格基準 A, B, D の全てをクリアすること。

※審査の過程において虚偽の申告がなされたり、その他優良事業者に対応しくない事実があったりした場合は、合格基準を満たしていても認定されないことがあるのでご留意下さい。

社内規定及び業務マニュアルの制定について

質問 18: 社内規定などの制定が求められている場合、単に当該規定を提示すればよいのでしょうか？

その規定が、申請事業者の正式な社内規定として位置づけられ、現に運用されていることが必要です。(制定が直近の場合などは、取締役会決議、稟議決裁等がなされているか確認させていただきます)

質問 19: 社内規定の整備を求める認定基準(審査項目)があるようですが、どのような規定を作成しておく必要がありますか？

社内規程としては以下の整備が必要です。

1. 法令遵守に関する規定(審査項目 6、7)
2. 内部検査に関する規定(審査項目 9、14)
3. 個人情報管理に関する規定(審査項目 12)
4. 求人者情報管理に関する規定(審査項目 13)
5. 個人情報保護規定(審査項目 32)
6. 面談記録の保管に関する規定(審査項目 53)
⇒ この 6. 項に関しては、業務マニュアルでも可
7. 苦情相談に関する規定(審査項目 72)

※1 と 2、あるいは 3、4、5 を一つにまとめた規定としても差し支えありません

職業紹介優良事業者の認定制度のホームページのダウンロードコーナーに各規程のサンプルが掲載されていますので、参考にしてください。

<http://www.yuryoshokai.info/download/index.html>

質問 20: 業務マニュアルは必ず作成しなければなりませんか？作成するとすればどのような業務マニュアルが必要ですか？

他に項目を満たしていると証明できる資料があれば、業務マニュアルは必ずしも作成しなければいけないというものではありません。ただし、紹介事業従事者の誰もが、的確、適正に業務を遂行するためには、業務マニュアルの策定と、その業務マニュアルに沿った業務運営は非常に有効であると考えられ、以下の業務マニュアルの整備が望まれます。

1. 求人受付関連(審査項目 34、36、37、38、39、40、41、49、66、74)
2. 求職受付関連(審査項目 51、52、53、54、55、56、57、58、59、61、63、65)
3. 勧誘・スカウト関連(審査項目 33)
4. 紹介斡旋関連(審査項目 68、70)
※1、2、3、4 を「人材紹介事業業務マニュアル」などとして、一つにまとめても差し支えありません。

設問項目別Q&A

質問 21: **項番 2**

紹介事業における就職件数や売上金額等の計画・目標が数値化されたものを、外部に公開することが必要ですか？

項番 2 では公開の必要はありませんが、項番 1 や項番 80 等公開が必要な設問もありますのでご注意ください。

質問 22: **項番 9** **項番 11** **項番 14** **項番 45** **項番 46**

年 * 回以上とありますが、1 年間の具体的な期間とは？

実地審査実施日を含む申請事業者の定める1事業年度、又は、その前年度の期間で示していただければ結構です。

【具体例】審査実施日が平成 28 年 11 月 20 日で、申請事業者の定める年度が 4 月～3 月である場合は、平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日、又は、平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 11 月 20 日までの間となります。

質問 23: **項番 20** **項番 31**

求人開拓(求職募集)担当者の個人目標設定が求められていますが、チームやグループ毎の目標設定ではいけませんか？

個人目標が設定されていることが必要です。チームやグループで目標が設定されている場合においても、構成メンバー毎の役割や実施すべき事が設定され、明確になっている必要があります。

質問 24: **項番 39** **項番 47** **項番 48** **項番 61** **項番 62**

求人申し込み、求職申し込みの有効期間設定は、法定事項でしょうか？

法令で定められてはいません。しかし、以下の理由で、有効期間設定が優良事業者認定基準(審査項目 39、47、48、61、62)に盛り込まれています。

- 有効期間を設定することにより、一定期間ごとに申込み意思の確認ができるので、無効な案件(申込み取下げ、採用済、就職済等)の排除が容易となる。
- 求職・求人管理簿の保存期間は有効期間終了後2年間と定められている。
有効期間の定めがないと、2年経過した後もずっと保管し続けなければならない。
- 每期、労働局に提出する事業報告書(様式第8号)には、有効求人者数、有効求職者数を記載する欄がある。有効期間を定めていれば、定めていない場合に比べ、その把握が容易である。
- ハローワークでは、有効期間を定めており、民間も有効期間を定めることが適当と考えられる。(求人・求職登録の有効期間は、原則として受理した日の翌々月の末日まで)

質問 25: **項番 35**

当社は、学校卒業見込者等の職業紹介の取扱いをしていますが、この審査項目が適用されるのですか？

過去に学校卒業見込者等(新卒求人に応募できる既卒者を含む)の職業紹介の実績がないことを、実地審査の際に資料を示すなどして審査員に説明してください。審査員が取扱いの無いことを確認すれば、本審査項目はクリアしたと判定されます。

なお、今後、新たに学校卒業見込者等の職業紹介を取り扱う場合は、若者雇用促進法の規定(青少年雇用情報の提供等)を遵守した業務運営を行ってください。

また、次回の認定更新の審査においては、この審査項目が適用されます。

質問 26: 項番 44

当社は、学校卒業見込者等の職業紹介の取扱いをしていませんが、この審査項目が適用されるのですか？

学校卒業見込者等(新卒求人に応募できる既卒者を含む)の職業紹介を取扱わない場合も審査項目として適用されますので、「取扱職種の範囲等について」の届出が必要です。なお、実地審査までに届出がなされていれば、それで差し支えありません。

質問 27: 項番 44

求人者がハローワーク求人不受理の企業であることが、学校卒業見込み者等の求人受理後に判明した場合は、優良事業者の認定に影響を及ぼしますか。

その場合でも、「取扱職種の範囲等について」の届出が行われており、求人者から、ハローワーク求人不受理の企業でない旨の自己申告書を受領していれば、認定には影響しませんが、本事例のように適切な自己申告書がなされていないことを把握した場合は、当該求人の取消等必要な対応をお願いいたします。

質問 28: 項番 51 項番 53 項番 54 項番 57

確認資料欄に面談記録とありますが、求職申込書(登録票)の備考欄や裏面に記録したもの、あるいは面談担当者のノートなどでもよいですか？

申請事業会社が組織として管理している記録であれば書式・様式を問いませんが、面談担当者が個人的に記録しているメモ等は含まれません。

質問 29: 項番 67 項番 68

紹介予定派遣による紹介の場合は、紹介状を発行していませんが、例外として認められますか？

紹介予定派遣の場合は、その制度上の特性から、紹介状を発行しないことを例外として認めます。

質問 30: 項番 76 項番 77

年収の 30%相当額を紹介手数料として一括受領していますが、「短期退職した場合であっても、受領した手数料は一切返戻しない」旨を基本契約書等で明確にしています。このような場合は、本要件を満たしていると認められるでしょうか？

認められません。基本契約書に返戻条項があることが必要です。

質問 31: 項番 82

当社は、再就職支援の取扱いをしていませんが、この審査項目が適用されるのですか？

再就職支援に関する誓約書の提出があり、審査員が取扱いの無いことを確認すれば、本審査項目はクリアしたと判定されます。

実地審査について

質問 32: 実地審査をする場所は本社ですか？

原則として職業紹介事業の主たる事業所(拠点)において実施します。貸し会議室等外部施設の利用は、情報管理の観点から認められません。

質問 33: 守秘義務や個人情報保護の関係で、個人(求職者)を特定できるような確認資料や記録の提示は出来ないとありますが、どのように行えばいいですか？

求職者の氏名、住所、連絡先などをマスキング(塗りつぶし等)するなど守秘義務や個人情報保護に抵触しないように措置した上で、提示ください。確認資料は原則として審査員が持ち帰ることはありません。

質問 34: 守秘義務やセキュリティの関係で安易に印刷できない場合や、データベースに関する説明について印刷物で説明できない場合、確認資料や記録の提示はどのように行えばいいですか？

社内システムなど求められている事項がわかる端末画面を表示し、操作していただければ結構です。

質問 35: 基準を満たしていると認められなかったチェック項目について、是正したうえで再審査してもらえますか？

審査時点で実施・運用されていなければ基準を満たしていると認められません。ただし、提示する資料の間違いなど軽微な内容であって、審査認定機関が認証委員会に報告する日までの間に是正および再審査の実施・完了が可能であるものについては、審査認定機関と協議のうえ、再審査ができます。

認定マーク・認定証について

質問 36: 既に印刷済みの名刺や会社案内を刷り直すのは大変なので、認定マークのシールを作成・貼付し使用してもいいですか？

全く問題有りません。

質問 37: 認定証の複写物を支社や支店に複数掲示しても、大丈夫ですか？

優良認定は、事業者単位となっており、認定証は本社宛に1枚のみを審査認定機関が交付いたします。優良認定事業者様の営業拠点の店頭掲示用等の複写版は、複写であることが判るように明示し、色やサイズを同等にして頂ければ、自由に作成し、使用して差支えありません。

審査判定結果について

質問 38: 認定されなかった場合に、どの項目が基準を満たしていると認められなかったのかを教えてくださいませんか？

基準を満たしていると認められなかった項目についてのみお伝えします。理由や改善のための指導・アドバイスまでは行いません。

質問 39: 基準を満たしていると認められなかった項目について、是正したうえで再審査してもらえますか？

原則として次回以降の審査に新たに申請してください。ただし、提示する資料の間違いなど軽微な内容であって、審査認定機関が認証委員会に報告する日までの間に是正および再審査の実施・完了が可能であるものについては、審査認定機関と協議のうえ、再審査ができます。



お問い合わせ



民紹協

東京都文京区本郷3丁目38番地1
本郷信徳ビル5階

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
職業紹介優良事業者認定制度事務局

Tel: 03-3815-0310 Fax: 03-3818-7015
専用ホームページ: <http://www.yuryoshokai.info>